

能実発 0824 第 1 号  
能形発 0824 第 1 号  
平成 24 年 8 月 24 日

中央職業能力開発協会会長 殿  
社団法人全国民営職業紹介事業協会会長 殿  
全国専修学校各種学校総連合会会長 殿  
社団法人日本経済団体連合会常務理事 殿  
日本商工会議所産業政策第二部長 殿  
全国中小企業団体中央会会長 殿  
日本労働組合総連合会総合労働局長 殿  
特定非営利活動法人キャリア・コンサルティング協議会会長 殿  
公益財団法人日本生産性本部理事長 殿

厚生労働省職業能力開発局  
実習併用職業訓練推進室長



キャリア形成支援室長



### ジョブ・カードの電子ファイルの取扱いについて

日頃より、ジョブ・カード制度の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。  
ジョブ・カードについては、多くの場合、紙媒体で求職者等の相談者（以下「相談者」という。）から提出され、これを活用したキャリア・コンサルティングを実施し、ジョブ・カードの交付を行っていただいているところです。一方、相談者が USB メモリ等の外部記憶媒体にジョブ・カードの電子ファイルを保存して当該媒体を持参するケースや、相談者との間で電子メールによりジョブ・カードの電子ファイルを送受信するケースも考えられるところであり、この場合において、交付されたジョブ・カード様式を電子ファイルにより保管することが可能となれば、紙媒体で保管する場合と比べ、汚損や劣化を防止できるという利点が生じることとなります。また、平成 23 年 4 月に策定された「新全国推進基本計画」を受け、ジョブ・カード推進協議会においてもジョブ・カード

の電子化への対応が求められています。

以上を踏まえ、今後は、ジョブ・カードの電子化を推進することとし、これに当たり、ジョブ・カードの電子ファイルの取扱いについて整理するとともに、その際の留意点等について下記のとおりとりまとめました。貴職におかれましては、下記内容について御承知いただくとともに、引き続き、制度の周知・広報等に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。なお、ジョブ・カードの交付を実施する機関におかれましては、相談者に対し、電子端末上でのジョブ・カードの作成を勧奨し、本通知に示す取扱い上の留意点等を積極的に周知いただくとともに、その実施に遺漏なきよう特段の御配慮をよろしくお願いいたします。

## 記

### 1 外部記憶媒体等に保存されたジョブ・カードの電子ファイルを利用する際の留意点

#### (1) 外部記憶媒体に保存された電子ファイルを利用する場合

外部記憶媒体に保存した電子ファイルを、電子端末において利用する場合は、開封前に必ずウイルスチェックを行い、コンピュータウイルスの感染等に伴う情報漏えいの防止に努めること。また、ジョブ・カードの電子ファイルを取り扱う電子端末のウイルス対策ソフトは、適宜アップデートを行う等の万全なセキュリティ対策を講じること。

#### (2) 電子メールに添付されたジョブ・カードの電子ファイルを利用する場合

相談者から送付された電子メールを受信するに当たっては、その前提として、自動的に受信メールのウイルスチェックを行い、ウイルスに感染したメールをブロックする等のセキュリティ対策を講じておくこと。なお、受信メールが、コンピュータウイルスの感染その他の理由により電子端末の正常な動作を妨げるおそれがあると認められる場合には、当該電子メール又は当該電子メールに添付された電子ファイルのうち、正常な動作を妨げるおそれの要因となると考えられるものを消去する等の措置を講じること。

さらに、個人情報等が記載されたジョブ・カードの電子ファイルを、電子メールにより相談者に送信する場合は、添付ファイルに対するパスワードの設定又は情報の暗号化等の措置を講じ、相談者本人以外の者が、送付されたジョブ・カードの電子ファイルを相談者本人の同意を得ずに閲覧等することがないようにすること。

#### (3) ジョブ・カードの電子ファイルの管理について

ジョブ・カードは、第一義的には自律的なキャリア形成支援ツールである

ことから、その管理は交付を受けた本人が行うこととなっており、また、情報漏えいを極力防止する観点から、相談者の同意を得た場合であったとしても登録キャリア・コンサルタントによるジョブ・カード及びそのコピー等の保管はできないこととしている。今後とも、媒体の如何を問わず、ジョブ・カードの管理は相談者自身が行うこととし、電子端末においてジョブ・カードの電子ファイルを利用する場合であっても、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングが終了し、ジョブ・カードの電子ファイルを相談者の外部記憶媒体に保存した時点又は当該電子ファイルを相談者に電子メールで送付した時点で、当該電子ファイル及びこれが添付された電子メール等を削除することとし、手許にジョブ・カードの電子ファイルが残らないようにすること。

なお、ジョブ・カードに記載されている個人情報の中には、キャリア形成上の課題や問題点、相談者本人の抱える課題への助言等、一般に公開を望まないプライバシー情報が含まれることがあり得ること、また、ひとたび個人情報の漏えい等が発生した場合には相談者に多大な影響を与えることに十分留意し、ジョブ・カードの電子ファイルについては、厳重な管理を行うこと。

## 2 ジョブ・カードの電子ファイルを活用したキャリア・コンサルティングについて

ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの実施に当たっては、一般に印刷した紙媒体を用いることとなるが、ジョブ・カードの電子ファイルを活用し、電子端末画面上で相談者と登録キャリア・コンサルタントが記載内容を確認しつつ、キャリア・コンサルティングを実施しても差し支えないこと。

ただし、このような場合であっても、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングは対面形式で実施する必要がある点に留意すること。

## 3 ジョブ・カードの交付の取扱いについて

ジョブ・カードの交付に対する基本的な考え方は、相談者が記載したジョブ・カード様式1から3を踏まえて、登録キャリア・コンサルタントがキャリア・コンサルティングを実施し、キャリア形成意識の促進のための助言等を含む内容をジョブ・カード様式3に記載し、相談者に手交することである。ジョブ・カードの交付に当たっては、従来と同様、記載内容の書替えを防止するため、様式2及び3のキャリア・コンサルタント記入欄における登録キャリア・コンサルタントの氏名については必ず直筆で署名することとするが、相談者が、電子ファイルでのジョブ・カードの交付を希望した場合は、直筆の署名がなされた紙媒体の様式2及び様式3をスキャナー等でスキャンしてPDFファイル等の電子ファイルに変換した上で、当該電子ファイルを相談者

に手交すること。

この場合において、登録キャリア・コンサルタントが相談者に対し、ジョブ・カードの当該電子ファイルを保存した外部記憶媒体を手交すること又は当該電子ファイルを相談者に電子メールで送付することをもって、ジョブ・カードの交付と取り扱うこと。